公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成27年11月18日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成27年12月２日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	バージニア　スプリング	25.0ｇ　パウチ	オランダ	550円
パイプたばこ	ジブ	15.0ｇ　パウチ	オランダ	350円
葉巻たばこ	スウィッシャースイート・リトルシガーグレープ	100㎜　20本	アメリカ合衆国	520円
葉巻たばこ	スウィッシャースイート・リトルシガーピーチ	100㎜　20本	アメリカ合衆国	520円
葉巻たばこ	スウィッシャースイート・リトルシガーストロベリー	100㎜　20本	アメリカ合衆国	520円
葉巻たばこ	パドロン　ダマソ　№８	140㎜　１本	ニカラグア	1,800円
葉巻たばこ	パドロン　ダマソ　№12	127㎜　１本	ニカラグア	1,900円
葉巻たばこ	パドロン　ダマソ　№15	152㎜　１本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	パドロン　ダマソ　№17	178㎜　１本	ニカラグア	2,800円
パイプたばこ	チューチュートレイン	50.0ｇ　缶	ドイツ	2,000円
パイプたばこ	サミュエル・ガーウィズ　アイリッシュスプリング・フレイク	50.0ｇ　缶	英国	1,900円
パイプたばこ	サミュエル・ガーウィズ　イングリッシュサマー・フレイク	50.0ｇ　缶	英国	1,900円
パイプたばこ	サミュエル・ガーウィズ　スコティッシュオータム・フレイク	50.0ｇ　缶	英国	1,900円
パイプたばこ	サミュエル・ガーウィズ　ウインタータイム・フレイク	50.0ｇ　缶	英国	1,900円

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月２日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社こうしん　水田　功一　福岡県福岡市西区大字女原435―14　国土交通大臣許可（般―26）第21070号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月２日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山王株式会社　深水　弘一　熊本県熊本市東区戸島西５－５－57　国土交通大臣許可（特―23）第15853号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月２日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　越智産業株式会社　越智　通広　福岡県福岡市中央区那の津３―12―20　国土交通大臣許可（特―24）第22573号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月２日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平尾建設株式会社　平尾　健次　長崎県壱岐市郷ノ浦町柳田触142　国土交通大臣許可（般特―24）第14310号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月２日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社水明テクノス　杉野　恭市　大分県日田市清岸寺町1033―１　国土交通大臣許可（般―25）第20458号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。